

1. 危険物取扱者試験

危険物取扱者とは

消防法で定められている数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱う工場、ガソリンスタンド、石油貯蔵タンク、タンクローリー等の施設では、必ず危険物取扱者を置かなければなりません。

◆危険物の種類

- 第1類 (塩素酸塩類、過塩素酸塩類、無機過酸化物、亜塩素酸塩類などの酸化性固体)
- 第2類 (硫化りん、赤りん、硫黄、鉄粉、金属粉、マグネシウムなどの可燃性固体)
- 第3類 (カリウム、ナトリウム、アルキルアルミニウム、黄りんなどの自然発火性物質又は禁水性物質)
- 第4類 (ガソリン、アルコール類、灯油、軽油、重油、動植物油類などの引火性液体)
- 第5類 (有機過酸化物、硝酸エステル類、ニトロ化合物などの自己反応性物質)
- 第6類 (過塩素酸、過酸化水素、硝酸などの酸化性液体)

危険物取扱者免状は、取り扱える危険物の種類に応じて、甲・乙・丙の3種類に分類されます。

- 甲種** 全類の危険物の取扱い・定期点検・保安の監督
- 乙種** 免状に指定する種類の危険物の取扱い・定期点検・保安の監督
- 丙種** 第4類の危険物のうち、ガソリン、灯油、軽油、重油等の指定された危険物の取扱い・定期点検

※甲種又は乙種危険物取扱者が立ち会えば、免状を持たない者も危険物を取り扱うことができます。また、甲種、乙種又は丙種危険物取扱者が立ち会えば、免状を持たない者も危険物施設の定期点検を行うことができます。

危険物取扱者試験について

◆受験資格

甲種

- ① 大学、短期大学、高等専門学校、専修学校等で化学に関する学科、課程を修めて卒業した方、又はこれに準ずる学力を有すると認められる方
- ② 乙種危険物取扱者免状の交付を受けた後、危険物製造所、貯蔵所又は取扱所において2年以上の危険物取扱いの実務経験を有する方
- ③ 次の4種類以上の乙種危険物取扱者免状の交付を受けている方
(ア) 1類又は6類 (イ) 2類又は4類 (ウ) 3類 (エ) 5類

乙種・丙種

誰でも受験できます。

※甲種を初めて受験される方は、受験資格を証明する書類が必要となります。

◆試験の方法

筆記試験	甲種・乙種／五肢択一式 丙種／四肢択一式
実技試験	なし
試験時間	甲種／2時間30分 乙種／2時間 丙種／1時間15分

※試験科目の一部が免除される方の試験時間は、免除される問題の数に応じて短縮されます。

危険物取扱者試験は、1年に約36万人が受験しています。(令和4年度)

資格を活かせる主な業種

甲種危険物取扱者免状

全ての種類の危険物について高度な知識を有する者として、危険物の取扱いが必要なあらゆる場面において、安全確保の中心的な立場として活躍することが期待されます。また、その関連業種は多岐にわたります。

乙種危険物取扱者免状

種別	危険物を用いる主な製品	主な業種
第1類 (酸化性固体)	除草剤、殺虫剤、肥料、金属表面処理剤	塗料工業、アンモニア工業、医薬品工業、肥料工業
第2類 (可燃性固体)	ゴム加硫剤、医薬品・農薬等の原料	合成高分子化学工業、医薬品工業、金属工業
第3類 (自然発火性物質 及び禁水性物質)	電池、合金、染料、石灰窒素	金属工業、アンモニア工業、肥料工業
第4類 (引火性液体)	自動車燃料、非常用発電機燃料 暖房用燃料、航空燃料、潤滑油、溶剤、塗料	石油化学工業、自動車修理業 燃料小売業(ガソリンスタンド等) 燃料輸送業(タンクローリー等) 食品化学工業、塗装業
第5類 (自己反応性物質)	ダイナマイト、染料、農薬、医薬品	医薬品工業、エネルギー工業
第6類 (酸化性液体)	紙・パルプ漂白剤、医薬品、肥料	紙・パルプ工業、医薬品工業、化学肥料工業

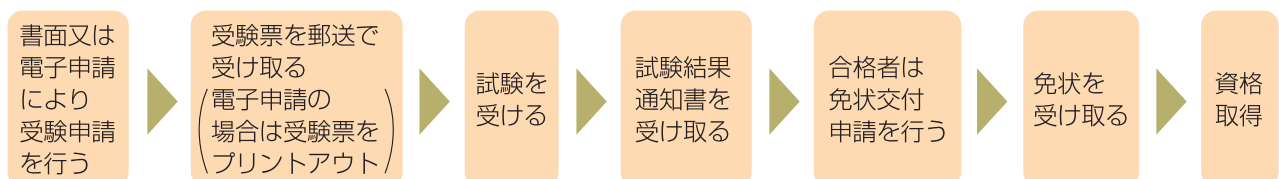
丙種危険物取扱者免状

総務省令で指定した第4類の危険物	自動車燃料、灯油、ボイラー燃料、潤滑油	燃料小売業(ガソリンスタンド等) 燃料輸送業(タンクローリー等)
------------------	---------------------	-------------------------------------

他にもこんな業種・事業所で役立つ

自動車製造業、機械工業、化粧品業、農業(農薬・肥料)、福祉・医療関係施設、研究機関、教育機関、ビル管理業務、防火管理業務、警備業務、デパート、スーパーマーケット、大型量販店、ホテル・旅館、消防、警察、自衛隊、油槽所、トラックターミナル、倉庫業、運送業、内装業、クリーニング業

資格取得までのプロセス



試験日程、試験実施場所、受験資格の詳細な内容等については、当センター各支部等へお問い合わせください。